

## 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

### ・感染性廃棄物を生ずる事業場

|   | 資格・学歴  | 実務経験  |
|---|--|-------|
| ① | 医師、歯科技師、薬剤師、獣医師、保険師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士                        | —     |
| ② | 環境衛生指導員（法第 20 条に規定する）  | 2 年以上 |
| ③ | 大学、高等専門学校等において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を履修して卒業した者、またはこれらと同等以上の知識を有すると認められる者 | —     |

### ・その他の特別管理産業廃棄物

|   | 資格・学歴                        | 課程                             | 修了した科目                               | 実務経験   |
|---|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------|
| ① | 環境衛生指導員                      | —                              | —                                    | 2 年以上  |
| ② | 大学                           | 理学、薬学、工学、農学                    | 衛生工学、化学工学                            | 2 年以上  |
| ③ |                              | 理学、薬学、工学、農学、<br>若しくはこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学<br>以外                      | 3 年以上  |
| ④ | 短大・高専                        | 理学、薬学、工学、農学                    | 衛生工学、化学工学                            | 4 年以上  |
| ⑤ |                              | 理学、薬学、工学、農学、<br>若しくはこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学<br>以外                      | 5 年以上  |
| ⑥ | 高校・中学校                       | —                              | 土木科、化学科若しくは<br>これらに相当する学科            | 6 年以上  |
| ⑦ |                              | —                              | 理学、工学、農学に関する<br>科目若しくはこれらに相<br>当する課程 | 7 年以上  |
| ⑧ | (学識経験なし)                     |                                |                                      | 10 年以上 |
| ⑨ | (①から⑧までと同等以上の知識を有すると認められる者※) |                                |                                      |        |

※ 各都道府県・政令市が認める講習会受講者等

### ・廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものの判定基準

| 種類   | 基準   |
|--|--|
| 廃油   | 0.5mg/kg以下（含有量）  |
| 廃酸・廃アルカリ   | 0.03mg/L以下（含有量）  |
| 廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず<br>（次のいずれかの方法を採用）<br>・洗浄液試験法<br>・拭き取り試験法<br>・部材採取試験法 | 付着又は封入されていないこと。<br><br>洗浄液：0.5mg/kg以下（含有量）<br>面積：0.1μg/100cm <sup>2</sup> 以下（付着量）<br>部材：0.01mg/kg以下（付着量） |
| 上記以外のもの（汚泥・燃え殻・ばいじん）   | 検液が0.003mg/L以下（溶出量）  |

注）卒業基準の検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（旧厚生省告示第 192 号、平成 4 年 7 月）」で定められている。